

問題 1

介護保険法第2条は、以下のとおりである。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に
関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療
との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の
選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合
的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な
限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配
慮されなければならない。

1 ○

介護保険法第2条第2項には、保険給付は、「医療との連携に十分配慮して行われなければならない」と定められている。

2 ○

介護保険法第2条第3項には、保険給付は、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サー
ビス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、「総合的かつ効率的に提供されるよう
配慮して行われなければならない」と定められている。

3 ×

介護保険法第2条第2項には、保険給付は、「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する
よう行われる」と定められている。

4 ×

介護保険法第2条に、「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」と
は定められていない。これは第1条に定められている。

5 ○

介護保険法第2条第4項には、保険給付の内容及び水準は、「可能な限り、その居宅におい
て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」と定められている。

解 答 1・2・5

問題 2

認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が2019（令和元）年6月18日にとりまとめられた。認知症施策推進大綱は、「認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」ことを基本的考え方としている。

■表 認知症施策推進大綱の5つの柱

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 普及啓発・本人発信支援 |
| 2. 予防 |
| 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 |
| 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 |
| 5. 研究開発・産業促進・国際展開 |

※上記1～5の柱に沿って施策を推進する際、「これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする」と明記されている。

1 ×

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）に基づき策定されたのは、認知症施策推進基本計画である。認知症基本法第11条に基づき、2024（令和6）年12月に閣議決定された。なお、認知症基本法は2023（令和5）年6月に成立し、2024（令和6）年1月に施行された。認知症施策推進大綱がとりまとめられたのは、2019（令和元）年6月である。（➡㊦p.200～201）

2 ○

認知症施策推進大綱の5つの柱に、「普及啓発・本人発信支援」が含まれている（上記の表参照）。（➡㊦p.200）

3 ×

認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。認知症の予防とは、発症遅延・進行遅延である。（➡㊦p.201）

4 ×

認知症施策推進大綱では、認知症の人に対するリハビリテーションについては、「実際に生活する場面を念頭に置きつつ、各人が有する認知機能等の能力を見極め、最大限に活かしながら日常の生活を継続できるようにすることが重要である」と明記されている。（➡㊦p.205）

5 ○

認知症施策推進大綱を受け、2020（令和2）年の介護保険法改正において、認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務が定められた。（➡㊦p.202～203, ⑩p.56）

解答 2・5